

桐下発第6・183号
令和6年11月8日

桐生市下水道使用料審議会会長 様

桐生市長 荒木 恵司

適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

桐生市下水道使用料審議会条例の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

適正な下水道使用料のあり方について

2. 諮問の趣旨

下水道事業は、地方公営企業法において「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされており独立採算の原則により下水道使用料を主な財源として運営することとなっております。

本市の下水道使用料は平成29年度から令和2年度まで、三段階にわけて改定を行いましたが、本来使用料で賄うべき費用の全てを賄いきれておらず、不足分は一般会計からの繰入金によって補っている状況であります。

前回の平成28年度下水道使用料審議会において、大幅な値上げに繋がらないよう少なくとも4年毎に定期的な使用料の見直しを行うよう答申されていること、また、今後は老朽化した処理場をはじめとする施設の改築更新が必要となってきますので、下水道事業の安定した経営基盤を築くためにも収支の不均衡を解消し、また税の公平性の観点からも、適正な下水道使用料のあり方について諮問いたします。